

「安全衛生対策項目の確認表(足場)」の対策項目に関する解説

対策項目に関連する主な根拠法令等及び対策項目に含まれる主な具体例を下記に示します。

法令等略語

- ・法：労働安全衛生法
- ・令：労働安全衛生法施行令
- ・則：労働安全衛生規則

対策項目	対策項目に含まれる主な具体例	主な根拠法令等
足場に係る建設工事計画届	計画届出書の作成(足場の計画、設計、組立て施工図および強度計算書)	法 88 条、則別表第 7
工事現場管理	安全衛生に向けた人員配置(主任技術者常駐者等)、委員会(協議組織)の設置及び運営、作業主任者の氏名等の周知、安全衛生管理体制(作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視、警報の統一等、店社安全衛生協議会、作業手順書の作成及び事前周知会)	法第 14 条、第 30 条 則第 18 条、第 635 条～ 637 条、第 642 条の 3
リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施	建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査及リスクアセスメント教育	法第 28 条の 2、第 57 条 の 3 則第 24 条の 11、12、第 34 条の 2 の 8、第 577 条 の 2
定期的な安全パトロールの実施	作業場におけるパトロール、店社パトロール	則第 567 条第 1 項
固定式足場の組立と解体	枠組み足場、単管足場、吊り足場、張り出し足場、ブラケット足場、抱き足場、くさび緊結式足場及び屋根工事用足場、架設通路、より安全な措置(手摺先行足場の採用、幅木の設置等)	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
固定式足場以外の作業床の組立と解体	移動式足場、移動昇降式足場、可搬式式作業台、高所作業車、工事用ゴンドラ、脚立・立馬・作業台・はしご、足場板・結束バンド、番線、バインド線、針金	法第 20 条 1・3 号、第 21 条 2 項、第 28 条 1 項 則第 27 条～29 条、第 2 編第 10 章第 2 節
足場の安全点検の実施と点検記録の作成、保存	足場の組立、解体時等における点検(注文者)、足場の組立、解体時等における点検(事業者)、点検者の指名、点検記録作成及び保存(点検者の氏名表示を含む)	則第 567 条第 2 項、第 3 項 則第 655 条第 1 項、第 2 項
作業構台・吊り構台の組立と解体	荷受構台、乗入構台、作業構台、揚重設備	法第 20 条 1 号 則第 2 編第 11 章
昇降設備の設置と撤去	坑内に設けた通路等、登り栈橋、階段、仮設階段、はしご道	法第 20 条 1 号、法 21 条 2 項、第 23 条 則第 556 条、第 557 条

土留め支保工の組立と解体	掘削・構造・組立、型枠支保工、橋梁架設等支保工、切梁等	法第 14 条、第 20 条 1 号、第 21 条 1・2 項、第 23 条 則第 2 編第 3 章
保護具の着用	保護帽、保護めがね、防じんマスク、耳栓、墜落制止用器具、防振手袋、保護手袋、安全靴、防護服、救命胴衣、溶接用保護面	法第 20 条、第 21 条 1 項、第 22 条 1・2・4 項 則第 3 編第 2 章
手摺、幅木 等	単管パイプ、クランプ、クランプ防護カバー、端末危険部位防護カバー、スタンション、幅木	法第 21 条 2 項 則第 519 条、552 条
開口部養生	作業床の設置等	法第 21 条 2 項 則第 519 条
落下防護ネット・小幅ネット	物体の落下による危険の防止 ※墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針	法第 21 条 2 項
ロープ高所作業における危険の防止	リトラクタ式墜落阻止器具、親綱・親綱支柱	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項 則第 539 条の 2～第 539 条の 9
飛来崩壊災害による危険の防止	各所点検通路(支保工上他)、安全通路、落石防護ネット、防護網、防護柵	法第 20 条 1 号、第 21 条 2 項、第 23 条 則第 2 編第 9 章第 2 節
揚重用吊具 等	ゴンドラ、ワイヤ、クランプ、チェーン、ロープ、ボックス、布袋 ※ゴンドラ安全規則	法第 20 条 1 号、第 21 条 1 項
警報設備 等	警報・危険検出システム、ベル、サイレン警報装置、風力計、雨量計、放送設備、メガホン・マイク	法第 20 条 1 号、第 21 条、第 23 条 則第 382 条の 3、第 575 条の 14
避難用設備 等	避難誘導灯、避難所、避難用器具(空気呼吸器、携帯用照明、避難はしご、ロープ)	法第 20 条 2 号、第 21 条 1 号、第 23 条 則第 321 条、第 389 条の 2、第 549 条、
火災防止	消火器、防災シート、消火バケツ、スパッタシート、火災報知器、有機溶剤保管設備	法第 20 条、第 23 条、第 30 条第 1 項 6 号、第 32 条第 1 項 則第 2 編第 4 章
危険物の対処(立入禁止措置)	立入禁止措置、危険物保安監督者	法第 20 条、第 22 条 則第 257 条、第 585 条
調査の実施	地下埋設物、架空線等上空施設一般、送電線・電柱など地上物調査	法第 20 条、第 21 条
機械等の危険防止	重機移動用敷き鉄板、リンクプレート、リン木(台木、枕木)、車止め(車輪止め)、大型移動式クレーン(安全装置)、小型移動式クレーン、バックホー他使用重機、無線機(ホイスト、ウインチ等での上下作業時用)、照明器具	法第 20 条 則第 157 条、第 160 条

監視連絡等に要する対策	各種注意看板標識(立入禁止看板、トラロープ、音声案内装置等)、誘導員、監視人、作業指揮者、構内電話	法第 20 条、第 21 条 則第 128 条、第 151 条の 6、第 157 条
倉庫、材料保管等	火薬庫、ガスボンベ置場、玉掛ワイヤ置場、仮設資材倉庫	法第 31 条
粉じん障害防止	発生源に係る措置、換気の実施等 ※粉じん障害防止規則	法第 22 条
石綿障害予防	事前調査及び分析調査、作業計画、事前調査の結果等の報告、作業の届出、除去等に係る措置等 ※石綿障害予防規則	法第 22 条、第 100 条
電離放射線障害防止	管理区域の明示等、線量の測定、線量の測定結果の確認、記録等、健康診断等 ※電離放射線障害防止規則	法第 22 条
特定化学物質障害予防	製造等に係る措置、用後処理、漏えいの防止、管理、特殊な作業等の管理、健康診断、保護具、製造許可等、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、報告 ※特定化学物質障害予防規則	法第 22 条
鉛中毒予防	設備、換気装置の構造性能等、管理、鉛作業主任者等、業務の管理、貯蔵等、清潔の保持等、測定、健康管理、保護具等、鉛作業主任者技能講習 ※鉛中毒予防規則	法第 22 条
有機溶剤中毒予防	設備、換気装置の性能等、管理、測定、健康診断、保護具、有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理、有機溶剤作業主任者技能講習 ※有機溶剤中毒予防規則	法第 22 条
酸素欠乏症等防止	一般的防止措置、特殊な作業における防止措置、酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ※酸素欠乏症等防止規則	法第 22 条
安全衛生教育	雇入れ時教育、作業内容変更時の教育(機械等・原材料等の危険性又は有害性及び取り扱い方法、安全装置・有害物抑制装置又は保護具の性能及び取り扱い方法、作業手順、作業開始時の点検等)、新規に足場を使用する入場者教育、送り出し教育、職長教育、安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者・衛生推進者等への能力向上教育、健康教育、メンタルヘルスクアを推進するための教育研修	
測定機器の用意	酸素濃度計、騒音計、温・湿度計、圧力計、	法第 65 条

測定環境の設定	騒音の測定、可燃性ガスの濃度の測定等、坑内の炭酸ガス濃度の測定等、坑内の通気量の測定、坑内の気温測定等 ※作業環境測定基準	法第 65 条 令 21 条 則第 382 条の 2、第 590 条～592 条、第 603 条、第 612 条
換気設備	送風機、排気ダクト、排気管	法第 22 条 則第 577 条、第 579 条、第 602 条
空調設備、空気清浄設備		法第 23 条
照明器具	投光器、バルーン照明、スズラン灯、埋込照明、敷地内外灯、ヘッドライト	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、第 434 条
電気設備	分電盤、キュービクル、電柱、発電機、電工ドラム、無線機	法第 21 条 則第 367 条、第 406 条、第 434 条
給排水設備	高圧洗浄機、水道管、下水管	法第 23 条 則第 627 条
休憩室、仮眠設備		法第 71 条の 2 則第 3 編第 6 章
職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)	トイレ(女子用含む/シャワー様式便座)、洗面所、更衣室、ロッカールーム	法第 71 条の 2
熱中症対策	冷水機、製氷機、エアコン、扇風機、WBGT 測定器、熱中症飴、空調服 ※職場における熱中症予防対策マニュアル	法第 23 条
応急処置・緊急時対応	救急用具及び材料、飲酒防止対策	法第 23 条 則第 3 編第 9 章
その他の疾病・衛生対策	分煙対策、受動喫煙防止対策、救急処置の教育、体温測定・血圧(器具含む)・アルコールチェッカー等の測定	法第 22 条、第 68 条の 2、第 69 条
安全意識、注意喚起	安全掲示板、安全旗・衛生旗、安全衛生ワッペン・腕章、安全標語・ポスター、のぼり・垂れ幕、職長会の実施、KY 活動費	法第 101 条 則第 18 条、第 98 条の 2
交通規制に要する対策	ガードマン(保安員・交通整理員)、規制車、クッションドラム、カラーコーン・コーンバー、バリケード(A型、B型、単管、形鋼台)、工事中表示板(内照式)、回転灯、規制標示看板・道路占有表示板・道路使用標示板、標示板 ※建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)	
公衆災害に要する対策(仮囲い等)	万能板、フラットパネルネル、シートゲート、建築工事落下防護(朝顔)、防音シート、防音パネル、現場出入り口のゲート、外灯、カーブミラー、鳥かごネット ※建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)	法第 21 条、第 22 条

安全衛生に向けた 人員配置	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等、産業医等、作業主任者、統括安全衛生責任者、	法第 10 条～19 条の 2、 14、20(1)、30(1)、61 令第 2 条～5 条 則第 4 条～18 条
委員会の設置	安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会	法第 17 条～第 19 条
安全衛生管理体制	統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者	法第 15 条～第 16 条
労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS)	※労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針	則第 24 条の 2
雇入れ時教育		法第 59 条 則第 35 条
職長・安全衛生責任者教育		法第 60 条 令第 19 条 則第 40 条
安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	※労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針	法第 19 条の 2
健康教育等		法第 69 条
メンタルヘルスケアを推進するための教育研修	※労働者の心の健康の保持増進のための指針	法第 69 条
作業従事者への技能講習、特別教育		法第 59 条 則第 35 条
作業主任者への技能講習		法第 14 条 令第 6 条
リスクアセスメント	作業手順書等 ※危険性又は有害性等の調査等に関する指針	法第 28 条の 2、第 57 条の 3 則第 24 条の 11、12
危険有害業務従事者への教育	※危険又は有害な業務に元に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針	法第 60 条の 2
作業従事者、作業主任者が必要な免許		法第 14 条、第 26 条、66
特定業務健康診断		法第 66 条 令第 22 条 則第 45 条
メンタルヘルス対策	ストレスチェック	法第 66 条の 10

安全一般に関する 事項	防火、避難設備、危険物	法第 20 条、第 30 条、第 31 条
----------------	-------------	--------------------------

WGなどの議論や成果等は、以下の国土交通省HPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html

